

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課	電話番号：03-5253-8277 e-mail: suzuki-k2ch@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成27年9月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	建設業については、長年にわたる建設投資の減少や競争の激化により経営を取り巻く環境が悪化し、中長期的には、若年入職者の減少等による建設工事の担い手の不足が懸念されている。このような状況を踏まえ、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、建設業法上の技術者配置に係る金額要件の見直しにより技術者の効率的な配置を図るとともに、技術検定試験の受験資格の見直しにより若手技術者の効率的な配置を図るとともに、技術検定試験の受験資格の見直しにより若手技術者の入職促進及び早期育成を図る必要がある。		
	法令の名称・関連条項とその内容	(ア)特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ(建設業法施行令第2条及び第7条の4) (イ)専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ(第27条) (ウ)全ての種目の2級技術検定において、当該試験が行われる日が属する末日時点で17歳以上の者(高校2年生相当)について学科試験のみの受験を可能とし要件を緩和(第27条の5)	
想定される代替案	(ウ)技術検定の受験資格の見直しについて、年齢制限を撤廃することとする。 ※(ア)及び(イ)については、物価上昇や消費税増税の影響を金額に反映させるものであり、他の指標を使用するなどの代替案を設定することは困難		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	(ア)～(ウ) 特になし。	特になし。
	(行政費用)	(ア)及び(イ) 特になし。 (ウ) 技術検定の受検対象者を17歳以上の者まで広げることによる、受験者の増加に伴う実施費用	技術検定の受検対象者の年齢制限を撤廃することによる、受験者の増加に伴う実施費用
(その他の社会的費用)	(ア)～(ウ) 特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	請負金額の下限の引上げにより、技術者の配置について実質的な緩和がなされ、建設工事の適正かつ円滑な施工が促進される。また、技術検定の受験対象者を当該試験が行われる日が属する年度の末日時点で17歳以上の者まで広げることにより、職業選択の対象としての建設業の早期認識及び建設業界への入職が促進されるとともに、建設業における勤務継続意欲が向上し若者の離職が抑制されることになる。	受験資格における年齢制限を撤廃することによっても、職業選択の対象としての建設業の早期認識や建設業における勤務継続意欲の向上を達成することが可能である。しかしながら、中学校在学中又は卒業直後の受験を認めることは、義務教育課程に影響を及ぼす可能性がある。また、労働基準法上、満15歳に達する年度の終わり(中学3年生相当)までの労働が禁止されているほか、足場の組み立てや高所での作業等建設業に含まれる業務の一部については満18歳未満の就業が禁止されていることから、現場での就労に直結する当該資格の受験時期の過度な前倒しについては慎重に対応する必要がある。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	当該規制により、建設工事の適正かつ円滑な施工が促進され、また職業選択の対象としての建設業の早期認識や建設業における勤務継続意欲の向上が達成される。その実施に当たっては一定程度の行政費用が発生することが見込まれるものの、技術検定の受検対象者が一部拡大されることに伴う費用の増加であり、実施のために過度の負担とは言えない。したがって、当該規制の便益は規制の費用を上回っているといえる。 他方、代替案については、当該規制案と同様に目標を達成することが可能であるが、義務教育課程や昨今の労働に係る若年層への影響に加え、年齢制限の撤廃に伴う受験実施費用が追加的に発生することにかんがみ、これを採用することはできない。		
有識者の見解その他関連事項	平成26年9月に設置した有識者から成る「適正な施工確保のための技術者制度検討会」では、技術者不足の懸念などを踏まえた金額要件の緩和や、技術検定制度の受験の門戸を広げることが議論されているところ。また、平成27年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る」とこととされている。		
レビューを行う時期又は条件	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。		
備考	今回の改正は、建設業における担い手不足に対応し技術者の効率的な配置や若手技術者の入職促進・早期育成を図るものであり、本規制案は有効である。		